

●香川県選挙管理委員会告示第66号

令和4年8月28日執行の香川県知事選挙及びこれと同時に執行する香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区、坂出市選挙区、善通寺市選挙区及び観音寺市選挙区）における投票及び開票の順序を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定に基づき次のとおり定める。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

1 投票の順序

投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序

- (1) 香川県知事選挙の投票
- (2) 香川県議会議員補欠選挙の投票

2 開票の順序

開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序

- (1) 香川県知事選挙の開票
- (2) 香川県議会議員補欠選挙の開票